

# 速度取締指針

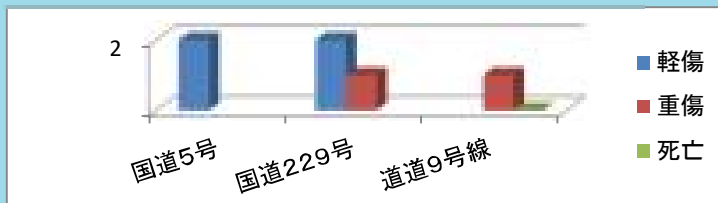
## 寿都警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道229号	14時～18時	郊外	指定速度(50km/h)
国道5号	8時～18時	郊外	法定速度(60km/h)
道道9号線	8時～18時	郊外	指定速度(50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

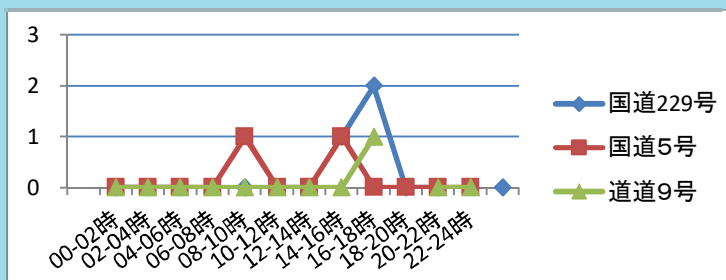
## 寿都警察署管内の交通事故実態等

路線別・傷害別の人身交通事故発生状況(過去5年)



○ 路線別の人身事故発生状況は、国道229号で3件、国道5号で2件、道道9号線で1件発生しており、漫然運転、高速度の事故が多く、発生場所は市街地よりも郊外が多い。

路線別・時間別の人身事故発生状況(過去5年)



○ 過去5年10～12月の人身交通事故発生状況を見ると、14時から18時の時間帯に発生が多い。  
○ 道道9号は、人身事故の発生は少ないが、国道5号と229号を結ぶ道路のため大型車等の交通量が多く、重大事故発生の危険性が高い。

### 道路交通環境

- ◆ 国道5号、国道229号、道道9号線が東西南北に走り、函館と小樽間、日本海側と太平洋側間を繋ぎ、交通の要衝となっています。
- ◆ 昼頃から夕方にかけての間、または深夜時間帯は、大型トラック等の営業用貨物自動車の往来が多くなっています。
- ◆ 管内全域で、鹿などの野生動物の道路横断等が多く、走行には注意が必要です。

### 取締り要望

- ◆ 通学路となっている国道229号、国道5号の速度超過車両の取締り要望が寄せられています。

### ～ 令和3年7月から9月末現在 ～

- 寿都警察署管内では、車両同士の右直事故による人身事故が、昼間に市街地の国道229号で1件発生しています。
- 物件事故は38件発生、うち国道229号では11件発生し、全体の約28%を占めています。また、コンビニなど駐車場や敷地内での物件事故が9件発生しています。
- 鹿などの野生動物との衝突事故が、午後5時から午前7時の夜間から早朝時間帯にかけて5件発生しています。

## その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、通行区分違反、携帯電話使用違反、シートベルト装着義務違反の取締りを強化します。

## 令和3年7月から9月までの速度取締りの重点と取組状況

路線	時間帯	地域	規制速度	取締回数
国道229号	8時～18時	郊外	指定速度(50km/h)	16
国道5号	8時～18時	郊外	法定速度(60km/h)	6
道道9号	8時～18時	郊外	指定速度(50km/h)	10